

## 「資格審査申請表」

○○○○株式会社

品 名 :

No	応募資格及び応募条件	資格及び条件承諾の有無 (該当する方を○で囲む)		必要な提出資料	備考
1	予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。	該当しない	該当する	—	
2	応募及び契約締結時に有効な競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する又は有する見込みがある。	有している	有していない	資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し（申請中の場合は申請していることを証する資料）	
3	調達概要書に示す要求事項を全て満たし、規定する品目について、その取扱い及び納入方式等に関連法規等が必要な場合は、関連法規等に定める許認可等、必要な措置を講じができる者であること。又は、契約締結までに必要な許認可を取得できる見込みの者であること。	必要な措置を講じることが出来る	必要な措置を講じることが出来ない	2補十条支処契約実績がある又は同等品契約実績がある場合は契約書写し。それ以外は確認出来る資料。	
4	第2補給処十条支処が定める売買契約条項を適用して契約を締結することが可能な者であること。	可能である	可能でない	—	
5	防衛装備府長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。	受けていない	受けている	—	
6	前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。	該当しない	該当する	—	
7	契約の履行に当たって必要となる特許権、実用新案権又は著作権等その他知的財産に関して法令により定められた権利及び技術的知識を使用可能な者で、かつ、法令上保護される第三者の権利を侵害することのないよう、必要な措置を講じができる者であること。	できる	できない	—	
8	契約の履行に当たり、保全すべき情報が存在する場合、知り得た保護情報の取扱いを適切に管理することができる者であること。	管理できる	管理できない	社内規定 又は 誓約書等	
9	警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等から排除対象者として指定されている者でないこと。	指定されていない	指定されている	—	
10	航空自衛隊第2補給処十条支処公示第23号（平成27年1月18日）に基づく必要な措置を講じていること	該当しない又は必要な措置を講じている	必要な措置を講じていない	—	
11	不具合発生時、迅速、かつ、継続的に対応可能な者であること。	可能である	可能でない	社内規定等 又は 契約書写し	